

平成29年第2回江差町議会定例会資料 No.2

- 資料19：江差町国民健康保険加入者の状況及び江差町障害者等福祉タクシー利用助成
事業の実施状況調べについて …P 1
- 資料20：江差町日本遺産魅力発信推進事業資金貸付要綱（案）について …P 2

1 江差町国民健康保険加入者の状況

(単位:人、円)

年度	国保加入者数	自営業者数	農林漁業者数	年金、無職等	加入者一人あたり所得	一人あたり国保税	摘要
H28	1,958	155	121	1,158	753,208	89,452	
H27	2,066	162	118	1,226	741,623	87,548	H20より後期高齢者医療制度発足
H17	3,699	270	144	2,471	809,941	83,421	

※業務等の区分に給与所得者及び不動産所得者等がないため、被保険者数の合計と一致しない

2 江差町障害者等福祉タクシー利用助成事業の実施状況調べ

(単位:人、円)

対象者	年度	対象者数	交付者数	交付金額	利用額
身障手帳1級、 2級(下肢・体幹 機能障害)	H28	172	46	1,138,000	476,000
	H27	180	55	1,356,000	599,000
	H26	180	59	1,320,000	684,000
	H25	183	61	1,360,000	753,000
	H24	178	59	1,332,000	706,000
療育手帳 (A判定)	H28	7	1	21,000	0
	H27	7	1	21,000	0
	H26	6	0	0	0
	H25	6	0	0	0
	H24	6	0	0	0
指定医療費 (指定難病)	H28	—	1	27,000	0
	H27				
	H26				
	H25				
	H24				

※対象者については、町内に住所を有する在宅の方。

※特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方については、平成28年度から対象。

江差町日本遺産魅力発信推進事業資金貸付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、江差町観光まちづくり協議会が文化庁から文化芸術振興費補助金の交付を受けて実施する日本遺産魅力発信推進事業（以下「推進事業」という。）に必要な資金の貸付を行うことに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付対象事業）

第2条 貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、推進事業及び推進事業に付随して実施する事業とする。

（貸付対象者）

第3条 貸付の対象となる者は、江差町観光まちづくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

（貸付対象経費及び貸付額）

第4条 貸付の対象となる経費は、貸付対象事業を実施するために必要な経費とし、貸付金の額は、予算の範囲内で江差町長（以下「町長」という。）が必要と認めた額とする。

（貸付利率）

第5条 貸付金は、無利子とする。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、貸付けを希望する日からその日の属する年度の3月31日までの間で、町長が別に定める期間とする。

（償還方法）

第7条 貸付金の償還方法は、期限一括償還とする。

（貸付の申請）

第8条 協議会は、貸付を受けようとするときは、貸付を受けようとする日から起算して2週間前までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 江差町日本遺産魅力発信推進事業資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び収支計画書

（貸付の決定）

第9条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、江差町日本遺産魅力発信推進事業資金貸付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第10条 協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、借用証書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用証書を受領したときは、貸付金を交付するものとする。

(貸付金の管理)

第12条 町長は、貸付金の使途の確認又は貸付金に係る債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況等について必要に応じて調査を行い、又は、協議会に報告を行わせることができる。

(貸付の決定の取消し及び繰上償還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付の決定を取り消し、若しくは変更し、協議会に対し、既に交付した貸付金の全部若しくは一部の返還を期日を定めて命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき
- (2) 貸付対象事業の実施が困難になったとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸付対象事業の実施に係る資金の貸付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。